

先生各位

## 検体検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。  
このたび、「保医発0529第3号」により下記の検査項目に検査実施料が新設されましたので  
ご案内いたします。

謹白

## 記

● 適用日 2020年（令和2年）6月1日から適用

● 新規保険収載項目

項目名	保険点数
ロイシンリッチ $\alpha$ 2グリコプロテイン	276点

● 検査方法が追加された項目

項目名	保険点数
HIV-1核酸定量（TMA法と核酸ハイブリダイゼーションを組み合わせた方法）	520点

詳細は裏面をご参照ください。

● 詳細内容

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
ロイシンリッチ $\alpha$ 2 グリコプロテイン	276点	生化学的検査 (I) 判断料 (144点)	D003糞便検査 の「9」	<p>血清を検体として、ロイシンリッチ<math>\alpha</math>2グリコプロテインを潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合は、区分番号D003 糞便検査の「9」カルプロテクチン（糞便）の所定点数を準用して3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</p> <p>ア 潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として、区分番号D003の「9」カルプロテクチン（糞便）又は区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</p> <p>イ ロイシンリッチ<math>\alpha</math>2グリコプロテインを測定する場合は、当該検査にかかる判断料については、区分番号「D026」検体検査判断料の4生化学的検査（I）判断料を算定する。</p>
HIV-1核酸定量	520点	微生物学的 検査判断料 (150点)	D023微生物核 酸同定・定量 検査の「15」	<p>HIV-1核酸定量</p> <p>ア 「15」のHIV-1核酸定量は、PCR法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法又はTMA法と核酸ハイブリダイゼーションを組み合わせた方法により、HIV感染者の経過観察に用いた場合又は区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「17」HIV-1抗体、「16」のHIV-1、2抗体定性、同半定量、HIV-1、2抗原・抗体同時測定定性、「18」のHIV-1、2抗原・抗体同時測定定量、又は「18」のHIV-1、2抗体定量が陽性の場合の確認診断に用いた場合にのみ算定する。</p> <p>イ 当該検査と区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「46」HIV-1抗体（ウエスタンブロット法）を併せて実施した場合は、それぞれを算定することができる。</p>